(b) サービス提供者がそのサービスの提供のために必要でない伝送網の構成部分又は設備に対して当該サービス提供者が支払をする必要がないように十分に細分化された（注）、透明性のある、かつ、経済的実行可能性に照らして合理的な条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの。）に基づいて適時に提供されること。

注　「十分に細分化された」伝送網の構成部分又は設備の条件及び料金には、細分化された加入者回線（回線の共用を含む。）のものを含む。

(c) 要請がある場合には、必要となる追加的な建設費を反映する料金が支払われることを条件として、利用者の多数に提供されている伝送網の終端地点以外の接続点においても提供されること。

2.3 コロケーション等

主要なサービス提供者の不可欠な設備と円滑に相互接続するための実際的又は実行可能な代替方法がない場合において、物理的に可能なときは、主要なサービス提供者が、自己と相互接続する他のサービス提供者に対して次のいずれかのことを認めることを確保する。

(a) 主要なサービス提供者の建物内に、相互接続に不可欠な設備であって、当該他のサービス提供者のものを設置すること。

(b) 主要なサービス提供者の建物内、とう道、管路又は電柱に、相互接続に不可欠な回線設備であって、当該他のサービス提供者のものを設置すること。

2.4 認可された接続約款による相互接続

1 主要なサービス提供者が、適切な規制当局の認可を受けるため、接続約款の申請を行うことを確保する。接続約款は、あらかじめ定められた競争条件の確保のためのセーフガードの原則に合致するものとし、主要なサービス提供者が他のサービス提供者と相互接続する際の料金及び条件に関する記述を含む。接続約款には、少なくとも次の事項を含める。

(a) 相互接続に関連するサービスの一覧及び内容、当該サービスの提供に係る条件、運営上及び技術上の条件並びに当該サービスの請求及び提供を行う場合の手続又は手順

(b) 相互接続に関連するすべてのサービスごとの原価に照らした料金の一覧。主要なサービス提供者は、実行可能な場合には、経済上の将来増分費用に基づく確立された算定方式を使用することが要求される。

(c) 相互接続の請求の日から接続が開始される日までの標準的期間であって、明確に定められ、及び妥当なもの

(d) 提出される相互接続に関する協定の有効期間を定めるときは、その期間

2.5 2.2から2.4までの規定は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者についてのみ適用する。

2.6 相互接続に関する交渉のための手続の公の利用可能性

主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続を公に利用可能なものとすることを確保する。

2.7 相互接続に関する取決めの透明性

主要なサービス提供者が、相互接続に関する協定又は接続約款を公に利用可能なものとすることを確保する。

2.8 相互接続に関する紛争解決

主要なサービス提供者との相互接続を請求しているサービス提供者は、相互接続の適当と認められる条件及び料金があらかじめ設定されていない場合には、これらに係る紛争を合理的な期間内に解決するために、次のいずれかの時期に、日本国における独立した国内機関（5に規定する規制機関を含む。）に申し立てることができるものとする。

(a) 随時

(b) 公に周知された合理的な期間の経過後

3 ユニバーサル・サービス

日本国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスを提供する義務の内容を定める権利を有する。この義務の内容は、自国が、反競争的とはみなされない。ただし、透明性のある、差別的でない及び競争中立的な態様で履行され、かつ、日本国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要である以上に大きな負担とならないことを条件とする。

4 免許基準の公の利用可能性

(a) 免許が必要とされる場合においては、次の事項を公に利用可能なものとする。

(i) すべての免許基準及び免許申請に係る決定を行うため通常必要とされる期間

(ii) 個別の免許の条件

(b) 免許を拒否した理由は、請求があるときは、申請者に通知する。

5 独立の規制機関

規制機関は、いかなる電気通信サービスの提供者からも分離され、かつ、いかなる電気通信サービスの提供者に対しても責任を負わない。規制機関が行う決定及び規制機関が用いる手続は、市場のすべての参加者について公平でなければならない。

6 希少な資源の分配及び利用

希少な資源（周波数、番号及び線路敷設権を含む。）の分配及び利用に係るいかなる手続も、客観的な、透明性のある、かつ、差別的でない態様で適時に実施する。分配された周波数帯の現状は、公に利用可能なものとする。ただし、政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を公に利用可能なものとすることは、要求されない。

付加価値サービス			
(h) 電子メール・サービス（CPC七五二＊＊）	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。
	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。
	(3) 日本電信電話株式会社（注）への直接的又は間接的な外国資本の参加の割合は、三分の一未満でなければならない。 注　日本電信電話株式会社は、その地域会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。	(3) 制限しない。	(3) 日本電信電話株式会社及びその地域会社の取締役及び監査役は、日本国の国籍を有しなければならない。
	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。
(i) ボイスメール・サービス（CPC七五二＊＊）	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。
	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。
	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。
	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。
(j) 情報及びデータベースのオンラインでの検索サービス（CPC七五二＊＊）	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。
	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。
	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。
	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。
(k) 電子データ交換（EDI）サービス（CPC七五二＊＊）	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。
	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。
	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。
	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。
(l) 高度ファクシミリ及び付加価値ファクシミリのサービス（蓄積及び転送並びに蓄積及び検索を含む。）（CPC七五三＊＊）	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。
	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。
	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。
	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。
(m) コード及びプロトコルの変換サービス	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。
	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。
	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。
	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。
(n) 情報又はデータのオンラインでの処理サービス（取引の処理を含む。）（CPC八四三＊＊）	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。
	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。
	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。
	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。
(o) その他			
D 音響・映像サービス			
(a) 映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス（CPC九六一＊）	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。
	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。
	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。
	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。
(b) 映画の映写サービス（CPC九六一二）	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。
	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。
	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。
	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。
(e) 録音サービス	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。
	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。
	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。
	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。
3 建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス			
A 建築物に係る総合建設工事（CPC五一二）	(1) 約束しない。＊	(1) 約束しない。＊	
	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	
	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	
	(4) 業務上の拠点が必要である。	(4) 制限しない。	
B 土木に係る総合建設工事（CPC五一三）			
C 設置及び組立工事（CPC五一四、五一六）			
D 建築物の仕上工事（CPC五一七）			
E その他（CPC五一一、五一五、五一八）			
(a) これらのサービスで鉱業に関連しないもの			